

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

名古屋市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|---------------|---------------|--------------------------|-------------|-------------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 35,897 | 4,337,873,917 | 1,807,505,669 | 12,035 | 717,925,584 | 407,829,336 | 75,475,879 |
| 道府県民税 | 35,897 | 4,337,873,917 | 1,212,179,781 | 12,035 | 717,925,584 | 273,379,400 | 50,599,824 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|-------------|-----------|---|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 792 | 100,198,729 | 4,818,719 | 1,875 | 570,339,992 | 15,086,975 |
| 道府県民税 | 792 | 100,198,729 | 3,212,718 | 2,254 | 647,912,427 | 12,646,271 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|-------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄 附金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 1,291 | 924,573,281 | 116,937,645 | 1,111 | 833,893,065 | 598 | 36,401,592 | 750 | 54,278,624 |
| 道府県民税 | 1,296 | 932,300,936 | 78,464,849 | 1,112 | 833,894,065 | 603 | 36,408,592 | 842 | 61,998,279 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|---------------|---------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 39,855 | 5,932,985,919 | 1,944,349,008 |
| 道府県民税 | 40,239 | 6,018,286,009 | 1,306,503,619 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

32,499 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

・特例の適用を受けることができない者について、所得税の確定申告または更正を案内するか、市民税の申告で受け付けるかを判別することが事務の負担となっている。
 ・申告特例通知書について、寄附者の名寄せを行わないまま送付する自治体があり、「訂正分」か「追加分」かの区別が付かず、賦課決定の際に苦慮したため、名寄せの徹底してほしい。また、一部の寄附者について送付漏れがあった自治体もあり、課税説明の際トラブルとなったため、事務取扱いを徹底するよう希望する。
 ・同一の市町村名が一部存在し、通知書に県名の記載もないことから自治体が特定できないものがあるため、システム上における団体数の判定に苦慮しており、「市区町村コード」の追加を希望する。
 ・寄附先から送付される通知書について、一部省令様式と異なる様式があり、通知書のパンチ処理等に影響を及ぼし対応に苦慮しているため、省令様式を使用するよう徹底してほしい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

・寄附先の自治体及び税務署における制度についての広報が不十分である（申告特例の求めがなかったものとみなす旨の通知を受けた者で、寄附金額が無効になったと思った者が多かった。）。
 ・確定申告書第2表の「住民税に関する事項」の記載方法がわかりにくいため、適切な記載指導を行ってほしい。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

返戻品を目的とした寄附者が増加している点について、ふるさと納税本来の趣旨にそぐわないものと考えます。また、減収分が相当程度見込まれることから、申告特例分について国が補てんするなどの制度改革を要望します。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

豊橋市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|-------------|-------------|--------------------------|------------|------------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 3,190 | 300,922,000 | 130,186,000 | 1,084 | 58,757,000 | 33,619,000 | 5,845,000 |
| 道府県民税 | 3,190 | 300,922,000 | 86,791,000 | 1,084 | 58,757,000 | 22,413,000 | 3,897,000 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|-----------|---------|---|------------|-----------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 99 | 3,567,000 | 183,000 | 209 | 68,911,000 | 1,187,000 |
| 道府県民税 | 99 | 3,567,000 | 122,000 | 210 | 69,049,000 | 797,000 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄 附金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 96 | 15,380,000 | 4,514,000 | 79 | 12,369,000 | 47 | 896,000 | 68 | 2,115,000 |
| 道府県民税 | 97 | 15,475,000 | 3,014,000 | 79 | 12,369,000 | 48 | 898,000 | 72 | 2,208,000 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 3,594 | 388,780,000 | 136,070,000 |
| 道府県民税 | 3,596 | 389,013,000 | 90,724,000 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

2,820 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

- ・1月31日を大幅に過ぎているにもかかわらず、申告特例通知書を送付してくる地方公共団体が見受けられたため、法令のより徹底した周知が必要であると思われる。
- ・ワンストップ特例非該当通知について、各市町村で独自に作成しているため、様式や内容に差がある。ワンストップ特例非該当通知に掲載すべき内容の指針を示していただけると大変ありがたい。
- ・申告書の提出可能な期間（少なくとも5年）は非該当通知の送付事務が必要となり管理、事務負担が大きい。
- ・申告書が提出されたために特例非該当になるが、所得税の寄附金控除が申告されている納税者にも非該当通知を送付しなければならない

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

- ・現行の通知書の様式では住宅借入金等特別控除額や配当控除がある場合、ふるさと納税のみの控除額を一見して確認することはほぼ不可能であるが、納税通知書発後、住民よりふるさと納税のみに係る税額控除額がいくらなのかを知りたいという要望が多かった。
- ・ワンストップ特例にすると、確定申告で申告するよりも税の控除が少なくなることを知らなかった。（生命保険料と地震保険料の控除差額分の影響）

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

税負担の不公平性だけでなく、ワンストップ特例制度による自治体の事務負担の増大、所得税控除相当額を個人住民税（地方税）から控除するといった税制面での課題があるものとする。今後は、所得税控除相当額を国税で対応するとともに、事務作業に対し何らかの対応をお願いしたい。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

岡崎市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|-------------|-------------|--------------------------|-------------|------------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 4,681 | 528,629,250 | 206,982,127 | 1,743 | 106,916,364 | 61,195,886 | 11,510,023 |
| 道府県民税 | 4,681 | 528,629,250 | 137,989,040 | 1,743 | 106,916,364 | 40,797,812 | 7,673,656 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|-----------|---------|---|-------------|-----------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 144 | 3,796,284 | 209,427 | 311 | 646,352,988 | 9,224,966 |
| 道府県民税 | 144 | 3,796,284 | 139,601 | 305 | 639,699,909 | 5,940,301 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 129 | 36,271,881 | 10,278,288 | 117 | 27,773,333 | 76 | 713,048 | 66 | 7,785,500 |
| 道府県民税 | 127 | 36,170,881 | 6,848,162 | 117 | 27,773,333 | 76 | 713,048 | 64 | 7,684,500 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|---------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 5,265 | 1,215,050,403 | 226,694,808 |
| 道府県民税 | 5,257 | 1,208,296,324 | 150,917,104 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

4,761 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

- ・同一自治体から同一人物に係る特例通知が複数届いてしまうケースが存在した。その通知が双方有効であるのか、若しくは送付誤りや訂正分であるのかを確認するために通知に地方自治体コードを記載してほしい。
- ・特例申請対象外通知について、共通様式があるのが望ましい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

- ・控除の計算が複雑で理解し難い。
- ・特例申請対象外通知について、既に対象寄附金に係る控除を申告し、控除が適用されている場合に限っては不要。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

一宮市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|-------------|-------------|--------------------------|------------|------------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 4,600 | 483,085,232 | 206,328,605 | 1,571 | 88,663,406 | 50,683,902 | 9,019,192 |
| 道府県民税 | 4,600 | 483,085,232 | 137,552,728 | 1,571 | 88,663,406 | 33,789,592 | 6,013,118 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|------------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 47 | 915,500 | 49,290 | 110 | 10,186,298 | 597,978 |
| 道府県民税 | 47 | 915,500 | 32,860 | 110 | 10,186,298 | 398,652 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 66 | 31,645,220 | 9,646,916 | 61 | 27,707,041 | 49 | 1,549,000 | 29 | 2,389,179 |
| 道府県民税 | 66 | 31,645,220 | 6,431,278 | 61 | 27,707,041 | 49 | 1,549,000 | 29 | 2,389,179 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 4,823 | 525,832,250 | 216,622,789 |
| 道府県民税 | 4,823 | 525,832,250 | 144,415,518 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

4,218 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

- ・期限後に申告特例通知を送付する自治体や、独自様式の申告特例通知を送付する自治体があったため、当初の予定よりも処理が遅れた。
- ・申告特例の適用除外対象者〔確定申告義務あり（地方税法附則7⑥一、⑩一）〕について、システムから容易に該当者データの抽出ができず、苦慮している。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

- ・実質負担2,000円のみで、ふるさと納税ができる上限額の算出方法をもっと分かりやすくしてほしい。
- ・ふるさと納税をやりたいが、その分、当市の税収が減るのはおかしい。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

- ・本来のふるさと納税の趣旨からかけ離れた返礼品競争が行われていると感じる。各自治体は、返戻品を利用した過度な寄附金争奪戦を改めるよう再徹底してほしい。
- ・ワンストップ特例制度の導入により、従来、所得税で控除されていた分が、市・県民税から控除され（申告特例控除分）、その分の市町村・都道府県の税収が減ることとなるため、国からのなんらかの補てん措置等があるとよい。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名 **愛知県** 市区町村名 **瀬戸市**

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|-------------|------------|--------------------------|------------|------------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,417 | 120,162,880 | 54,558,535 | 553 | 31,182,817 | 17,967,873 | 3,166,976 |
| 道府県民税 | 1,417 | 120,162,880 | 36,372,664 | 553 | 31,182,817 | 11,978,763 | 2,111,397 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|-----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 66 | 1,371,300 | 74,358 | 20 | 3,306,500 | 195,990 |
| 道府県民税 | 66 | 1,371,300 | 49,572 | 108 | 6,551,116 | 253,405 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 41 | 28,251,515 | 1,618,354 | 34 | 22,720,000 | 26 | 487,515 | 9 | 5,044,000 |
| 道府県民税 | 41 | 29,548,515 | 1,130,747 | 34 | 22,720,000 | 26 | 487,515 | 23 | 6,341,000 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,544 | 153,092,195 | 56,447,237 |
| 道府県民税 | 1,632 | 157,633,811 | 37,806,388 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

1,404 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ワンストップ特例制度特有の事務が発生しており、今後、当該制度に関する事務が増えると、当初の課税事務に支障が生じる可能性がある。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

ワンストップ特例制度の申請方法が分かりにくい。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

現に行政サービスを提供している自治体に対する納税を免れ、返礼品や節税を意図した寄附を許容・助長しており、税額控除のあり方等を中心に、制度の検証が必要であると考えている。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名 愛知県 市区町村名 半田市

＜ I . ふるさと納税に係る控除額等 ＞

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|-------------|------------|--------------------------|------------|------------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,324 | 143,320,921 | 56,898,584 | 448 | 24,133,500 | 13,766,584 | 2,395,414 |
| 道府県民税 | 1,324 | 143,320,921 | 37,932,661 | 448 | 24,133,500 | 9,177,885 | 1,597,033 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|------------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 20 | 419,500 | 12,996 | 78 | 20,024,960 | 701,335 |
| 道府県民税 | 20 | 419,500 | 8,664 | 78 | 20,024,960 | 467,144 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 24 | 4,415,600 | 1,279,134 | 20 | 3,344,600 | 12 | 44,000 | 17 | 1,027,000 |
| 道府県民税 | 24 | 4,415,600 | 852,758 | 20 | 3,344,600 | 12 | 44,000 | 17 | 1,027,000 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,446 | 168,180,981 | 58,892,049 |
| 道府県民税 | 1,446 | 168,180,981 | 39,261,227 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

1,425 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ワンストップ特例制度導入により、寄附金控除の限度額に関する問い合わせが大幅に増加し、対応に苦慮している。税務担当としては税収が減る制度であるため、自治体によっては対応をしていない。全国共通の限度額に関するコールセンター等の設置を望む。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

確定申告や住民税申告をすることにより、ワンストップ特例、寄附金控除を受けられなくなる納税者が多く発生しており、確定申告をしてもワンストップ特例を受けられることができる制度設計を要望する方がいる。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

本来の趣旨は経済的利益の無償の供与であるとのことだが、現実には、豪華な返戻品目当ての納税者が大半を占めていること、高額納税者が得をする制度であることなど、趣旨から外れた結果となっている。本来の趣旨に基づいた寄附金となるよう制度設計の見直しを望む。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

春日井市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|-------------|-------------|--------------------------|------------|------------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 4,576 | 402,778,097 | 178,039,256 | 1,693 | 93,623,354 | 53,468,804 | 9,111,063 |
| 道府県民税 | 4,576 | 402,778,097 | 118,679,648 | 1,693 | 93,623,354 | 35,646,499 | 6,074,407 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|-----------|---------|---|------------|-----------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 105 | 2,050,729 | 114,248 | 192 | 11,988,523 | 700,352 |
| 道府県民税 | 105 | 2,050,729 | 76,165 | 369 | 44,335,911 | 1,763,117 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄 附金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 138 | 18,150,100 | 6,153,732 | 126 | 15,446,000 | 74 | 358,600 | 34 | 2,345,500 |
| 道府県民税 | 138 | 23,323,488 | 4,309,441 | 126 | 15,446,000 | 74 | 358,600 | 83 | 7,518,888 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 5,011 | 434,967,449 | 185,007,588 |
| 道府県民税 | 5,188 | 472,488,225 | 124,828,371 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

4,511 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ワンストップ特例利用者が申告をしてしまうと、特例の否認をしなければならないため通知書の作成や対応が多く、事務量が非常に増えた。また、確定申告義務があるワンストップ特例利用者に対しての対応及び判断が難しい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

ワンストップ特例制度と確定申告で、確定申告よりワンストップ特例制度を適用した方が控除額が大きくなる場合があり、差が生じてしまうのは不公平だという意見があった。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

お礼品の良し悪しによって市町村で納税額の差が生じ、各市町村が寄附金を集めるためにその地域とは関係のないものを選ぶようになっているため、寄附という考えよりお礼品や節税のために納税しているが現状。本来納税してもらえものが他の市町村に流れてしまうため、今後は損得勘定で寄附をするのではなく、ふるさとのためになるような広報活動や制度を確立する必要がある。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

豊川市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|-------------|------------|--------------------------|------------|------------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,422 | 119,165,233 | 52,755,867 | 577 | 29,268,733 | 16,637,503 | 2,787,399 |
| 道府県民税 | 1,422 | 119,165,233 | 35,170,877 | 577 | 29,268,733 | 11,091,855 | 1,858,351 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|------------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 24 | 443,000 | 24,060 | 48 | 21,036,376 | 838,540 |
| 道府県民税 | 24 | 443,000 | 16,040 | 48 | 21,036,376 | 559,027 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 33 | 6,272,385 | 1,394,254 | 28 | 3,070,000 | 20 | 228,300 | 21 | 2,974,085 |
| 道府県民税 | 33 | 6,272,385 | 929,506 | 28 | 3,070,000 | 20 | 228,300 | 21 | 2,974,085 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,527 | 146,916,994 | 55,012,721 |
| 道府県民税 | 1,527 | 146,916,994 | 36,675,450 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

1,513 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

申告特例通知書が紙で提出されるため管理が煩雑だった。電子データ化（例えばeLTAなど）されると効率化されると考える。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

所得税の確定申告をした方に申告特例が非該当であることを通知を送付したが、寄付金（税額）控除が非該当になったと誤解する方が多く、このような誤解を招かないような市民の方が理解しやすい制度となることを望む。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

ふるさと納税の返礼品に一定の制限を設けなければ、自治体間の返礼品の競争が過熱する一方で、本来のふるさと納税の意義が薄れる。したがって国で返礼品に関するガイドラインを示すべきだと思う。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名 **愛知県** 市区町村名 **津島市**

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|------------|--------------------------|-----------|-----------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 657 | 57,550,290 | 24,151,452 | 196 | 9,696,300 | 5,324,508 | 827,902 |
| 道府県民税 | 657 | 57,550,290 | 16,101,082 | 196 | 9,696,300 | 3,549,736 | 551,968 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 21 | 843,000 | 32,933 | 23 | 638,400 | 32,304 |
| 道府県民税 | 21 | 843,000 | 21,955 | 26 | 701,400 | 23,816 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 18 | 1,493,711 | 454,046 | 16 | 1,034,000 | 10 | 185,500 | 9 | 274,211 |
| 道府県民税 | 18 | 1,570,711 | 305,781 | 16 | 1,034,000 | 10 | 185,500 | 12 | 351,211 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 719 | 60,525,401 | 24,670,735 |
| 道府県民税 | 722 | 60,665,401 | 16,452,634 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

523 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

寄附した全ての方がワンストップ特例制度を理解しているわけではないため、申請期日が過ぎてから適用できるかどうか判断する作業に時間がかかる。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

ワンストップ特例が適用になる条件（申告をしないこと等）を、知らない人が多かった。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

・各市区町村のPR等には効果的だとは思いますが、寄附したことにより受け取ることができる特産物等に目が行きすぎ、寄附という本来の目的が失われているのではないかと
 ・「返品品の競争」に対する技術的助言の効果が見られない。自治体によっては首長が歳入確保の手助けと公言しており寄附とかけはなれた実情がある。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

碧南市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|------------|--------------------------|------------|-----------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 778 | 81,003,031 | 33,469,793 | 243 | 11,155,100 | 6,351,577 | 1,040,400 |
| 道府県民税 | 778 | 81,003,031 | 22,313,353 | 243 | 11,155,100 | 4,234,465 | 693,636 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|-----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 26 | 2,543,000 | 149,460 | 25 | 7,247,064 | 182,202 |
| 道府県民税 | 26 | 2,543,000 | 99,640 | 25 | 7,247,064 | 121,468 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄 附金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 17 | 1,935,600 | 652,838 | 15 | 1,543,100 | 10 | 112,000 | 9 | 280,500 |
| 道府県民税 | 17 | 1,940,600 | 435,428 | 15 | 1,543,100 | 10 | 112,000 | 9 | 285,500 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 846 | 92,728,695 | 34,454,293 |
| 道府県民税 | 846 | 92,733,695 | 22,969,889 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

553 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

- ・確定申告受付期間に名寄せと住所確認を短時間で行うことが負担増。
- ・適用者に対して確定申告義務有り、申告済み等を確認する必要があり、すべて手作業になるため負担になる。
- ・課税時期の繁忙期に申告特例ができない人を調査するのに手間がかかり負担になる。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

- ・手続きが簡素化されたとのことだが、実際は自治体へ申請書の返信を行う必要があり、あまり簡素化されている感じがしない。
- ・特例申請書のチェック項目の文章が難しく、分かりづらい。
- ・確定申告の義務があるか分からない人から問合せがあった。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

- ・ふるさと納税は豪華な返礼品や高い返礼率などその加熱ぶりに批判が集まっています。しかし、定められたルール（平成28年4月1日付総務大臣通知）の範囲内において実施するならば、地域を全国にPRする絶好の機会であり、これにより豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与できるものと考えます。今後は、各自治体において、そのルールの遵守が強く求められるべきと考えます。
- ・所得税の控除分を市税の控除にするのは市税の減収につながるため、ワンストップ特例を使用したものの所得税控除分は、市への特例交付金とすべきである。ワンストップ適用者と確定申告した者で、市税の歳入が変わるのは制度として平等性にかける。
- ・ふるさと納税が増えたとしても市町村間で税収を奪い合っているだけで、全国の市税が増えるわけではないので、ふるさと納税分は交付税の算定数値に含まれるべきである。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

刈谷市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|-------------|-------------|--------------------------|------------|------------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 2,389 | 220,527,387 | 101,126,020 | 968 | 62,526,709 | 35,984,114 | 6,844,698 |
| 道府県民税 | 2,389 | 220,527,387 | 67,417,852 | 968 | 62,526,709 | 23,989,722 | 4,563,292 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 27 | 380,128 | 19,020 | 56 | 1,969,680 | 91,775 |
| 道府県民税 | 27 | 380,128 | 12,680 | 98 | 9,144,280 | 342,704 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 44 | 12,033,520 | 3,915,962 | 42 | 11,245,500 | 14 | 93,020 | 17 | 695,000 |
| 道府県民税 | 44 | 12,250,520 | 2,619,326 | 42 | 11,245,500 | 14 | 93,020 | 29 | 912,000 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 2,516 | 234,910,715 | 105,152,777 |
| 道府県民税 | 2,558 | 242,302,315 | 70,392,562 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

2,685 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

納税者にとっては利便性の高い制度ではあるが、当市では市税が減るうえに事務負担が増えるため、デメリットが多かった。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

特になし。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

市町村の負担の少ない制度の設計を望む。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名 **愛知県** 市区町村名 **豊田市**

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|-------------|-------------|--------------------------|-------------|------------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 4,825 | 477,019,979 | 214,705,967 | 1,852 | 130,256,689 | 75,614,045 | 15,743,208 |
| 道府県民税 | 4,825 | 477,019,979 | 143,136,681 | 1,852 | 130,256,689 | 50,409,378 | 10,495,806 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|-----------|---------|---|------------|-----------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 86 | 4,013,825 | 232,551 | 400 | 23,809,346 | 1,384,374 |
| 道府県民税 | 86 | 4,013,825 | 155,034 | 350 | 17,421,975 | 671,702 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄 附金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 70 | 23,555,212 | 6,685,150 | 65 | 17,787,000 | 22 | 1,615,500 | 56 | 4,152,712 |
| 道府県民税 | 70 | 21,275,212 | 4,365,576 | 65 | 17,787,000 | 22 | 1,615,500 | 52 | 1,872,712 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 5,381 | 528,398,362 | 223,008,042 |
| 道府県民税 | 5,331 | 519,730,991 | 148,328,993 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

5,277 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ワンストップ特例通知が送付されてきた人の中に確定申告書又は市県民税申告書を提出してしまった人が多くいた。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

ワンストップ特例の申請を行う際、確定申告書又は市県民税申告書を提出したら特例が非該当になるという説明を十分に受けていないといった意見が多くあった。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

申告特例控除額について、元々所得税で減額されていた控除額であるため、地方自治体の減収分の補填措置を創設すべき。ふるさと納税の趣旨からすると納税者に関係のない自治体への寄附を促す返礼品の贈呈は中止すべき。また、返礼品の贈呈を認めるとしても、寄附金税額控除の適用下限額（2,000円）以上の返礼品については、実質的に寄附者への減税措置になるため止めるべき。寄附者が過去に関係のあった自治体に寄附した場合のみ、税額控除の適用を受けることができるような制度を創設すべき。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

安城市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|-------------|-------------|--------------------------|------------|------------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 2,269 | 230,095,099 | 102,400,615 | 878 | 54,730,831 | 31,572,573 | 5,825,380 |
| 道府県民税 | 2,269 | 230,095,099 | 68,267,536 | 878 | 54,730,831 | 21,048,663 | 3,883,742 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|-----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 22 | 1,056,000 | 60,720 | 60 | 3,848,799 | 223,728 |
| 道府県民税 | 22 | 1,056,000 | 40,480 | 55 | 3,428,300 | 132,732 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 35 | 8,757,800 | 2,532,090 | 32 | 6,769,500 | 10 | 290,000 | 28 | 1,698,300 |
| 道府県民税 | 35 | 8,472,380 | 1,676,686 | 32 | 6,769,500 | 10 | 290,000 | 24 | 1,412,880 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 2,386 | 243,757,698 | 105,217,153 |
| 道府県民税 | 2,381 | 243,051,779 | 70,117,434 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

878 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

- ・申告不要の制度は、市民サービスの向上に繋がっている。
- ・紙媒体をデータ入力するため、事務量が增大した。今後は、全国统一された様式による、データ送信されることを希望します。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

- ・確定申告をする必要がある納税者が、特例制度の申請分の寄附額は、申告しなくても控除できると間違った理解をされている方が多かった。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

- ・納税者の受益と負担の公平性が崩れる
一部の住民の住民税の一部が、他の自治体に回ること、その他の住民に、住民行政サービスを支える税金を負担させることは、現状の水準でも問題があると考えます。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

西尾市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|-------------|------------|--------------------------|------------|------------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,526 | 132,558,289 | 56,571,963 | 488 | 24,397,008 | 13,929,769 | 2,325,450 |
| 道府県民税 | 1,526 | 132,558,289 | 37,715,550 | 488 | 24,397,008 | 9,287,269 | 1,550,977 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|-----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 50 | 1,557,240 | 87,436 | 84 | 5,759,500 | 326,857 |
| 道府県民税 | 50 | 1,557,240 | 58,290 | 84 | 5,759,500 | 217,905 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 26 | 7,095,070 | 1,708,574 | 24 | 4,244,000 | 15 | 1,461,570 | 13 | 1,389,500 |
| 道府県民税 | 26 | 7,095,070 | 1,139,052 | 24 | 4,244,000 | 15 | 1,461,570 | 13 | 1,389,500 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,686 | 146,970,099 | 58,694,830 |
| 道府県民税 | 1,686 | 146,970,099 | 39,130,797 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

1,274 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

通常の当初賦課事務と申告特例通知の届くタイミングが重なるため、事務量が増大した。さらにその後の非該当通知発送事務では、年度をまたいでの管理が必要であるため非常に煩雑になってしまう。また、制度自体を理解していない方も多く、寄付金控除追加のために2回確定申告をすることになるなどの事例も多く見られたため、制度の内容についてさらに周知する必要があると考える。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

特に意見・要望はありませんでした。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

現在のふるさと納税は制度発足当初の目的である「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」とはかけ離れ、返礼品の競争となってきている。地元産業の活性化の一助となっていることは間違いないが、実質自治体間の税の取り合いであり制度自体の疑問は残っている。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

蒲郡市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|------------|--------------------------|------------|-----------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 707 | 70,162,844 | 29,718,316 | 239 | 12,244,020 | 7,011,860 | 1,120,722 |
| 道府県民税 | 707 | 70,162,844 | 19,812,372 | 239 | 12,244,020 | 4,674,671 | 747,205 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 25 | 643,033 | 35,583 | 36 | 2,029,033 | 116,954 |
| 道府県民税 | 25 | 643,033 | 23,722 | 36 | 2,029,033 | 78,282 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 6 | 1,618,724 | 254,106 | 5 | 390,000 | 2 | 20,000 | 5 | 1,208,724 |
| 道府県民税 | 6 | 1,618,724 | 169,404 | 5 | 390,000 | 2 | 20,000 | 5 | 1,208,724 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 774 | 74,453,634 | 30,124,959 |
| 道府県民税 | 774 | 74,453,634 | 20,083,780 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

773 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

確定申告書が提出された場合に、ワンストップ特例が不適用となった旨を通知することとなっているが、確定申告において、ふるさと納税分を正しく申告している納税者に対しては、通知することが混乱を招いているように感じた。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

限度額の試算の依頼をしてくる納税者が増えた。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

良くも悪くも自治体間の競争を生んでいる。積極的に実施している自治体にメリットが生まれているのか、実績を調査し、拡大して効果があるのか検討すべきだと思う。事務負担が増えているだけでは意味がない。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

犬山市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|------------|--------------------------|------------|-----------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 795 | 66,248,000 | 29,631,000 | 287 | 14,718,000 | 8,341,000 | 1,459,000 |
| 道府県民税 | 795 | 66,248,000 | 19,755,000 | 287 | 14,718,000 | 5,561,000 | 973,000 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 12 | 238,000 | 12,000 | 64 | 3,199,000 | 177,000 |
| 道府県民税 | 12 | 238,000 | 9,000 | 64 | 3,199,000 | 119,000 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄 附金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 27 | 12,800,000 | 2,262,000 | 25 | 7,162,000 | 15 | 38,000 | 19 | 5,600,000 |
| 道府県民税 | 27 | 12,800,000 | 1,508,000 | 25 | 7,162,000 | 15 | 38,000 | 19 | 5,600,000 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 898 | 82,485,000 | 32,082,000 |
| 道府県民税 | 898 | 82,485,000 | 21,391,000 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

767 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

・複数回の寄附があった場合は1回ごとに通知書ではなく、年間分をまとめた金額で通知書を送るようにして欲しい。5団体以下かどうかを判断するのに手間がかかる。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

・総務省ポータルサイトやテレビ放送などで2千円負担が強調されており、住民税金額によっては2千円負担にはならないこともある場合についての周知が足りておらず、問合せが多い。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

・ワンストップ制度に該当するのか、確定申告で申告するのか寄附者自身が判断できていないことがある。パターン分けを分かりやすくしたり、全てワンストップ制度適用に統一するなど寄附者自身が自分はどうすべきかの判断をしやすいようにして欲しい。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

常滑市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|------------|--------------------------|------------|-----------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 544 | 38,465,000 | 17,875,284 | 244 | 11,944,000 | 6,797,966 | 1,136,503 |
| 道府県民税 | 544 | 38,465,000 | 11,916,867 | 244 | 11,944,000 | 4,532,062 | 757,716 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 8 | 118,500 | 6,150 | 15 | 419,028 | 23,342 |
| 道府県民税 | 8 | 118,500 | 4,100 | 15 | 419,028 | 15,562 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄 附金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 16 | 2,275,400 | 777,297 | 16 | 1,997,000 | 11 | 7,500 | 8 | 270,900 |
| 道府県民税 | 16 | 2,275,400 | 518,201 | 16 | 1,997,000 | 11 | 7,500 | 8 | 270,900 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 583 | 41,277,928 | 18,682,073 |
| 道府県民税 | 583 | 41,277,928 | 12,454,730 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

248 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

申告特例通知書について

- 1 市町村名だけでなく都道府県名を表記してほしい（同一市町村名の場合に事務ミスが発生する）
- 2 自治体コードを表記してほしい（パンチ入力でコードがあると事務負担が減る）
- 3 課税資料であるので、「別紙のとおり」ではなく、個人ごとに通知書を出してほしい

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

特にありません

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

所得税と比較し、より広く薄く負担をお願いしている中で、高所得者であるほど多くの金額を移せるのは、行政サービスを住民負担で行うことと矛盾する。また地域格差を是正するのは本来国策における課題であって、その財源を自治体間で奪い合うことは適切とはいえない。よって、自治体への寄附についての控除は全額所得税でおこなうべきと考える。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

江南市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|-------------|------------|--------------------------|------------|------------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,189 | 117,887,209 | 51,178,385 | 445 | 26,097,597 | 15,040,004 | 2,673,776 |
| 道府県民税 | 1,189 | 117,887,209 | 34,119,169 | 445 | 26,097,597 | 10,026,810 | 1,782,588 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|-----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 17 | 1,400,000 | 81,960 | 68 | 6,398,200 | 375,732 |
| 道府県民税 | 17 | 1,400,000 | 54,640 | 69 | 6,408,200 | 250,808 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄 附金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 15 | 12,986,700 | 2,842,912 | 14 | 7,677,000 | 6 | 148,700 | 9 | 5,161,000 |
| 道府県民税 | 15 | 13,016,700 | 1,896,476 | 14 | 7,677,000 | 6 | 148,700 | 10 | 5,191,000 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,289 | 138,672,109 | 54,478,989 |
| 道府県民税 | 1,290 | 138,712,109 | 36,321,093 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

1,223 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

申告特例通知書のシステム取込、数値入力、チェック、非該当者の抽出、通知作業等、当初課税事務負担が増加した。それだけでなく人も時間も足りない時期のうえ、今後、マイナンバーの事務処理等、課税事務負担は増える一方である。人を増やすのは予算上の問題もあり簡単には解決できない。課税事務精度を落とさないためにも、納税者目線にたつだけでなく、地方自治体側ばかり課税事務が増加するような制度設計は避けて欲しい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

特になし。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

小牧市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|-------------|------------|--------------------------|------------|------------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,883 | 184,243,983 | 69,035,644 | 635 | 33,393,501 | 19,102,755 | 3,287,940 |
| 道府県民税 | 1,882 | 184,210,983 | 46,016,826 | 635 | 33,393,501 | 12,735,403 | 2,192,083 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 40 | 595,500 | 30,930 | 107 | 4,402,798 | 251,329 |
| 道府県民税 | 40 | 595,500 | 20,620 | 107 | 4,402,798 | 167,553 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄 附金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 49 | 8,423,000 | 2,785,486 | 47 | 6,772,000 | 14 | 120,500 | 39 | 1,530,500 |
| 道府県民税 | 49 | 8,423,000 | 1,856,998 | 47 | 6,772,000 | 14 | 120,500 | 39 | 1,530,500 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 2,079 | 197,665,281 | 72,103,389 |
| 道府県民税 | 2,078 | 197,632,281 | 48,061,997 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

1,599 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

申告特例通知書の送致期限が守られない（2月末まで届いた）、指定の様式ではないもの（申告特例申請書のコピーや申請者のリストのみ）で送られてきたりして、非常に事務が煩雑になった。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

効果的にお礼の品がもらえる寄付金額の上限について問合せが多く事務に支障をきたしているところである。また、課税後には、本当はもっと寄附できたのではないかとといった苦情もあり対応に苦慮している。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

課税標準額が所得税率が変わる端の人は、寄付額から2000円を引いた金額が税控除されるといったTV等で報道されているような事例に当たらない方がおり、説明に窮している。
お礼の品がたくさんもらえる寄付金の上限を市民自身が算定するのは難しく、また、所得が多い人ほど同じ負担で、お礼の品がたくさんもらえる不公平があるので、一律の税控除額にするべきだ。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

稲沢市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|-------------|------------|--------------------------|------------|------------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,775 | 147,447,824 | 66,380,149 | 690 | 39,286,844 | 22,507,728 | 4,023,150 |
| 道府県民税 | 1,775 | 147,447,824 | 44,253,824 | 690 | 39,286,844 | 15,005,374 | 2,682,211 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|-----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 57 | 3,724,376 | 204,821 | 40 | 8,017,500 | 476,280 |
| 道府県民税 | 57 | 3,724,376 | 136,548 | 40 | 8,017,500 | 317,520 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 32 | 8,076,319 | 2,654,592 | 29 | 7,108,000 | 22 | 431,319 | 14 | 537,000 |
| 道府県民税 | 32 | 8,076,319 | 1,769,732 | 29 | 7,108,000 | 22 | 431,319 | 14 | 537,000 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,904 | 167,266,019 | 69,715,842 |
| 道府県民税 | 1,904 | 167,266,019 | 46,477,624 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

2,129 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

- ・ワンストップ通知を2月以降に送付してくる自治体が多数存在し対応に苦労した。
- ・処理件数が膨大であり繁忙期の業務を圧迫した。
- ・本来所得税で控除されるべき税額を住民税側で控除する形であるため、国からの補填が必要である。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

- ・寄附関係の質問の大半は「自己負担が最低限の範囲でいくらまで寄附できるか」といった内容であった。
- ※選択肢が増え制度が複雑化しており、制度を理解できている住民は少ないのが現状である。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

ふるさと納税の制度は寄附文化の浸透や地方の応援という本来の目的から逸脱し、返礼品を得るための制度、節税ツールと化している感がある。自治体にとっては返礼合戦に巻き込まれたうえ大幅な税収減も起きている。また、もともと複雑な住民税の制度がさらに難解になったうえ、住民から新たな視点での説明要求も大幅に増加している。国はこの現状を受け止め、わかりやすい制度に見直していくべきである。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

新城市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|-----------|--------------------------|-----------|-----------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 233 | 19,561,176 | 8,062,579 | 69 | 2,718,000 | 1,498,505 | 187,991 |
| 道府県民税 | 233 | 19,561,176 | 5,375,096 | 69 | 2,718,000 | 999,025 | 125,338 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 19 | 960,836 | 55,491 | 2 | 220,000 | 12,960 |
| 道府県民税 | 19 | 960,836 | 36,994 | 2 | 220,000 | 8,640 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 3 | 1,080,000 | 363,455 | 2 | 1,030,000 | 3 | 45,000 | 1 | 5,000 |
| 道府県民税 | 3 | 1,080,000 | 242,304 | 2 | 1,030,000 | 3 | 45,000 | 1 | 5,000 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 257 | 21,822,012 | 8,494,485 |
| 道府県民税 | 257 | 21,822,012 | 5,663,034 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

164 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

導入初年度につき制度が理解されていなかったため、制度の周知が必要。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

住民税の課税計算が複雑なため、寄附上限（納税者有利）の金額が分かりづらい。計算シミュレーションがあるとよい。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

お礼の返納品の差が、寄附額の差に比例した結果となり、寄附本来の趣旨とかい離している。特例申請による地方公共団体の減収分の措置を講じてほしい。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

東海市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|-------------|------------|--------------------------|------------|------------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,143 | 101,526,901 | 44,738,035 | 446 | 22,506,001 | 12,777,487 | 2,124,597 |
| 道府県民税 | 1,143 | 101,526,901 | 29,825,604 | 446 | 22,506,001 | 8,518,471 | 1,416,466 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 19 | 593,500 | 33,330 | 51 | 1,792,469 | 101,187 |
| 道府県民税 | 19 | 593,500 | 22,220 | 46 | 2,039,869 | 77,754 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄 附金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 43 | 3,846,800 | 1,355,895 | 34 | 3,402,000 | 30 | 137,800 | 24 | 307,000 |
| 道府県民税 | 43 | 4,024,900 | 911,060 | 34 | 3,402,000 | 30 | 137,800 | 25 | 485,100 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,256 | 107,759,670 | 46,228,447 |
| 道府県民税 | 1,251 | 108,185,170 | 30,836,638 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

1,188 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

①申告特例通知を期限後に送付する自治体が多い。②同一の通知を何度も送付する自治体がある。③規程の様式外での通知を送付する自治体がある。以上のように、課税実務に必要な以上の時間を要するものがあるため、制度を徹底していただきたい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

特例申請を行っている人が確定申告の際に寄附金控除を申告せず、住民税でふるさと納税分の寄附金控除がされていないという問い合わせがある。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

ワンストップ特例制度における所得税分の住民税控除分について、どのように対応していただけるのか。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

大府市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|-------------|------------|--------------------------|------------|------------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,452 | 134,259,200 | 61,092,588 | 606 | 36,829,110 | 21,003,305 | 3,757,678 |
| 道府県民税 | 1,452 | 134,259,200 | 40,728,690 | 606 | 36,829,110 | 14,002,393 | 2,505,223 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 27 | 732,300 | 40,872 | 41 | 2,654,000 | 141,828 |
| 道府県民税 | 27 | 732,300 | 27,248 | 67 | 3,365,880 | 120,948 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄 附金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 27 | 3,876,300 | 1,448,718 | 22 | 3,700,500 | 21 | 65,300 | 7 | 110,500 |
| 道府県民税 | 27 | 3,977,600 | 969,830 | 22 | 3,700,500 | 21 | 65,300 | 12 | 211,800 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,547 | 141,521,800 | 62,724,006 |
| 道府県民税 | 1,573 | 142,334,980 | 41,846,716 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

1,921 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

5団体以上に寄付した場合の取り扱いなどをはじめ、ワンストップ制度の導入により課税事務が煩雑化しており、事務負担が大きくなっている。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

ふるさと納税制度は、個人の判断により納税地を選択できるため、地方税の本旨である応能負担・応益負担の原則から逸脱している。住民税の歳入におけるふるさと納税の割合を多くする流れが大きくなればなるほど、地方自治そのものの崩壊を招く恐れがある。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

知多市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|------------|--------------------------|------------|-----------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 894 | 74,654,802 | 32,805,526 | 330 | 16,958,001 | 9,713,497 | 1,580,485 |
| 道府県民税 | 894 | 74,654,802 | 21,870,536 | 330 | 16,958,001 | 6,475,770 | 1,053,706 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|------------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 59 | 19,600,860 | 820,242 | 13 | 1,612,000 | 86,208 |
| 道府県民税 | 59 | 19,600,860 | 546,828 | 13 | 1,612,000 | 57,472 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄 附金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 15 | 2,743,500 | 492,403 | 15 | 874,000 | 15 | 1,869,500 | 0 | 0 |
| 道府県民税 | 15 | 2,743,500 | 328,271 | 15 | 874,000 | 15 | 1,869,500 | 0 | 0 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 981 | 98,611,162 | 34,204,379 |
| 道府県民税 | 981 | 98,611,162 | 22,803,107 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

896 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

自治体が負担している所得税相当分控除額の補填を、早急に検討いただきたい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

なし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

返品合戦になっており、本来のふるさと納税制度として機能しておらず国全体では返品相当額が減収となっています。特に高額納税者の返品を目的とした寄附行為は税金逃れの代表的なものです。返品は禁止する等の法的規制を検討していただきたい。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名 愛知県 市区町村名 知立市

＜ I . ふるさと納税に係る控除額等 ＞

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|------------|--------------------------|------------|------------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,004 | 83,699,316 | 38,717,205 | 439 | 27,217,276 | 15,716,969 | 2,978,181 |
| 道府県民税 | 1,004 | 83,699,316 | 25,811,687 | 439 | 27,217,276 | 10,478,122 | 1,985,555 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 9 | 79,487 | 3,690 | 31 | 1,665,213 | 96,193 |
| 道府県民税 | 9 | 79,487 | 2,460 | 29 | 1,654,213 | 63,849 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 22 | 7,562,940 | 2,668,208 | 22 | 7,063,000 | 15 | 123,000 | 9 | 376,940 |
| 道府県民税 | 22 | 7,556,940 | 1,778,568 | 22 | 7,063,000 | 15 | 123,000 | 9 | 370,940 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,066 | 93,006,956 | 41,485,296 |
| 道府県民税 | 1,064 | 92,989,956 | 27,656,564 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

1,320 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

ワンストップ特例制度適用したほうが得か、それとも確定申告したほうが得かの問い合わせが多かった。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

尾張旭市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|-------------|------------|--------------------------|------------|------------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,127 | 102,896,480 | 43,602,882 | 389 | 22,201,480 | 12,749,427 | 2,380,828 |
| 道府県民税 | 1,127 | 102,896,480 | 29,068,808 | 389 | 22,201,480 | 8,499,744 | 1,587,278 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 19 | 607,200 | 34,152 | 81 | 5,540,406 | 322,706 |
| 道府県民税 | 19 | 607,200 | 22,768 | 81 | 5,540,406 | 215,138 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄 附金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 22 | 4,127,726 | 1,169,380 | 19 | 3,115,000 | 9 | 610,500 | 17 | 402,226 |
| 道府県民税 | 22 | 4,127,726 | 779,588 | 19 | 3,115,000 | 9 | 610,500 | 17 | 402,226 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,249 | 113,171,812 | 45,129,120 |
| 道府県民税 | 1,249 | 113,171,812 | 30,086,302 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

389 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ワンストップ特例通知書が届く件数が多く、さらにその大半が1月31日の提出期限間際に集中して届くため事務負担が大きいと感じています。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

医療費控除など確定申告をするとワンストップ特例制度が無効になることを知らなかったので事前に周知してほしいとの要望がありました。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

寄附を行う納税件数が増えたことで寄附金控除により本来の納税額よりも多く減ることに加え、納税通知書発送後に税額控除がどのように反映されているかとの問い合わせも多くなっています。当初課税時期の事務負担が増えるため、件数を抑制するよう確定申告を必要にするなどの制度改正が必要だと思えます。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

高浜市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|------------|--------------------------|-----------|-----------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 390 | 34,547,000 | 15,212,750 | 151 | 7,601,000 | 4,320,980 | 706,738 |
| 道府県民税 | 390 | 34,547,000 | 10,141,852 | 151 | 7,601,000 | 2,880,673 | 471,178 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 11 | 104,200 | 5,490 | 18 | 3,630,000 | 215,640 |
| 道府県民税 | 11 | 104,200 | 3,660 | 19 | 3,636,000 | 143,920 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 4 | 94,000 | 45,033 | 3 | 85,000 | 3 | 3,000 | 3 | 6,000 |
| 道府県民税 | 4 | 143,000 | 30,022 | 3 | 85,000 | 3 | 2,000 | 3 | 56,000 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 423 | 38,375,200 | 15,478,913 |
| 道府県民税 | 424 | 38,430,200 | 10,319,454 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

150 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度の内容について、住民の理解が浸透していない。
→5つの自治体以上に寄附している方で確定申告を行っている方はいなかった。
※上記の対象者については、確定申告の実施を案内

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

下記が住民より寄せられたご意見となります。
・寄附金税額控除が最大となる寄附額はいくらか

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

ふるさと納税制度の控除額の計算について、住民の方に説明を求められることが多々あるが、計算内容が複雑なため、ご理解いただけないことがあります。
→控除額の計算方法が住民の方により理解しやすい簡単なものになればと思います。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名 **愛知県** 市区町村名 **岩倉市**

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|------------|--------------------------|------------|-----------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 632 | 46,788,505 | 20,939,312 | 232 | 11,392,000 | 6,503,435 | 1,086,137 |
| 道府県民税 | 632 | 46,788,505 | 13,959,657 | 232 | 11,392,000 | 4,335,699 | 724,126 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|------------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 15 | 71,000 | 2,280 | 25 | 35,100,450 | 256,267 |
| 道府県民税 | 15 | 71,000 | 1,520 | 25 | 35,100,450 | 170,845 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 9 | 6,683,013 | 2,046,142 | 7 | 6,207,335 | 5 | 239,678 | 5 | 236,000 |
| 道府県民税 | 9 | 6,683,013 | 1,364,096 | 7 | 6,207,335 | 5 | 239,678 | 5 | 236,000 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 681 | 88,642,968 | 23,244,001 |
| 道府県民税 | 681 | 88,642,968 | 15,496,118 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

710 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

豊明市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|------------|--------------------------|------------|------------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 902 | 77,132,697 | 33,010,638 | 327 | 18,125,896 | 10,321,270 | 1,851,427 |
| 道府県民税 | 902 | 77,132,697 | 22,007,279 | 327 | 18,125,896 | 6,880,948 | 1,234,341 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 36 | 411,524 | 18,960 | 73 | 4,710,531 | 263,826 |
| 道府県民税 | 36 | 411,524 | 12,640 | 73 | 4,710,531 | 175,682 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄 附金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 45 | 7,034,787 | 2,015,469 | 32 | 5,383,487 | 36 | 178,800 | 29 | 1,472,500 |
| 道府県民税 | 45 | 7,034,787 | 1,343,650 | 32 | 5,383,487 | 36 | 178,800 | 29 | 1,472,500 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,056 | 89,289,539 | 35,308,893 |
| 道府県民税 | 1,056 | 89,289,539 | 23,539,251 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

848 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

・確定申告をする人はワンストップ特例申請をすることができない、または確定申告をするのであれば寄附金控除を入れなければワンストップ申請をした分がまったく無効になってしまうことが、住民に伝わっていないように感じる。寄附を受ける自治体の側で、もう少し踏み込んだ説明してほしい。
 ・受理した特例通知書の管理、非該当者の調査など、新年度の住民税賦課事務の時期の負担が増えているのにも関わらず、市税が流出していることを考えると、ワンストップ制度に疑問を感じる。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

・上記3のような内容は、「寄附をした際に説明を受けていない」「制度として分かりづらい」等の意見が寄せられた。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

ごく一部の自治体しかふるさと納税の恩恵を受けていないが、自分たちの自治体もふるさと納税で寄附を受けなければ市税は流出していくばかりになる。自治体の中で、寄附を受ける担当部署や税務担当部署の負担は増えているのだが、ふるさと納税という事業を続けざるをえないという状況は、再考が必要なのではと考えている。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

日進市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|-------------|------------|--------------------------|------------|------------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,652 | 180,371,000 | 77,239,000 | 630 | 39,945,000 | 23,040,000 | 4,564,000 |
| 道府県民税 | 1,652 | 180,371,000 | 51,493,000 | 630 | 39,945,000 | 15,361,000 | 3,043,000 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|------------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 22 | 604,000 | 33,000 | 145 | 34,528,000 | 735,000 |
| 道府県民税 | 22 | 604,000 | 22,000 | 145 | 34,528,000 | 489,000 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄 附金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 56 | 15,507,000 | 4,139,000 | 47 | 12,172,000 | 32 | 435,000 | 40 | 2,900,000 |
| 道府県民税 | 56 | 15,507,000 | 2,759,000 | 47 | 12,172,000 | 32 | 435,000 | 40 | 2,900,000 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,875 | 231,010,000 | 82,146,000 |
| 道府県民税 | 1,875 | 231,010,000 | 54,763,000 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

1,699 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

所得税上、確定申告をしても寄附金控除による影響がない場合でも住民税で所得税分を税額控除しなければならない部分を改善していただきたい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

ふるさと納税制度については、制度自体が税制度の負担分任の原理に反しているのではないかということや、最近みられる返礼品競争のようなあり方などに問題意識を持っています。しかしながら、PR等、特に取り組みをしなければ、控除額ばかりが嵩むため税収が減り、財政難になりかねないため、危機感を感じています。今後は、市の政策に賛同する方などから寄附をしていただけるような、本来あるべき寄附が進むよう、それぞれの自治体がシティブロモーションを進め魅力ある地方が創生されるようなあり方が望ましいと考えています。また、そのためには、返礼品に対して一定の上限額を設けるなど統一的な基準が必要なのではないかと考えます。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名 **愛知県** 市区町村名 **田原市**

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|------------|--------------------------|-----------|-----------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 380 | 31,958,001 | 13,859,358 | 129 | 7,225,501 | 3,992,914 | 666,390 |
| 道府県民税 | 380 | 31,958,001 | 9,239,655 | 129 | 7,225,501 | 2,661,984 | 444,285 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 13 | 112,000 | 5,340 | 14 | 1,319,005 | 77,581 |
| 道府県民税 | 13 | 112,000 | 3,560 | 15 | 1,344,005 | 52,641 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 4 | 1,315,000 | 432,169 | 4 | 1,275,000 | 2 | 15,000 | 2 | 25,000 |
| 道府県民税 | 4 | 1,315,000 | 288,113 | 4 | 1,275,000 | 2 | 15,000 | 2 | 25,000 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 411 | 34,704,006 | 14,374,448 |
| 道府県民税 | 412 | 34,729,006 | 9,583,969 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

413 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

申告特例通知書が届いた方の中で、確定申告をし、寄附金控除について記載がない方が数人いたため、非該当の通知を送るとともに改めて申告をしないと控除を受けられない旨の通知を送った。今年度分については件数があまり多くなかったため事務的にはそれほど手間はかからなかったが、今後、件数も増え、このような方が多くなると事務的な負担が大きくなると予想される。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

所得税については、寄附金控除を申告することによって還付になるため、ワンストップ特例制度を受けることによって住民税が還付になると思っている方がいる。いつごろ還付になるのかの問合せが数件あった。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

本市においても本年度から寄附に係る返礼品の拡充を行ったところであるが、本来の趣旨を逸脱した過度な返礼品競争は望んでおらず、国の指導に従い良識ある対応に努めている。しかし自治体間での温度差は否めず、今後も実績が伸びることが予想される中で、すべての自治体で「良識ある対応」が保たれるよう、国・県の適切な助言を期待する。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名 愛知県 市区町村名 愛西市

＜ I . ふるさと納税に係る控除額等 ＞

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|------------|--------------------------|-----------|-----------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 566 | 46,037,000 | 19,959,827 | 194 | 9,322,000 | 5,318,919 | 807,760 |
| 道府県民税 | 566 | 46,037,000 | 13,306,633 | 194 | 9,322,000 | 3,546,009 | 538,542 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 11 | 232,000 | 12,600 | 31 | 2,860,000 | 167,880 |
| 道府県民税 | 11 | 232,000 | 8,400 | 31 | 2,860,000 | 111,920 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄 附金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 13 | 4,622,854 | 1,420,701 | 13 | 4,140,000 | 9 | 19,500 | 8 | 463,354 |
| 道府県民税 | 13 | 4,622,854 | 947,135 | 13 | 4,140,000 | 9 | 19,500 | 8 | 463,354 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 621 | 53,751,854 | 21,561,008 |
| 道府県民税 | 621 | 53,751,854 | 14,374,088 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

637 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

確定申告をされた方が、実際の控除額が不足しているという問い合わせがあり、住民税ですべて控除されると勘違いされている方が多く感じた。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

ふるさと納税は、いくらまでできるのか？という質問が多く、そのための概算額の算出に時間を要した。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

ワンストップ特例申請を自分が住んでいる自治体に提出すると勘違いし持参される方が多くあった。制度が複雑になっているので、納税義務者が混乱している。ワンストップ特例制度は廃止し、今までのように、申告で寄付金控除を行う仕組みに戻してほしい。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名 **愛知県** 市区町村名 **清須市**

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|------------|--------------------------|------------|------------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 862 | 69,475,578 | 31,302,562 | 339 | 17,716,100 | 10,110,713 | 1,585,595 |
| 道府県民税 | 862 | 69,475,578 | 20,868,556 | 339 | 17,716,100 | 6,740,585 | 1,057,113 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 15 | 711,000 | 40,860 | 23 | 1,178,350 | 67,941 |
| 道府県民税 | 15 | 711,000 | 27,240 | 57 | 2,540,506 | 97,062 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 29 | 2,579,000 | 809,103 | 21 | 1,708,500 | 19 | 274,500 | 9 | 596,000 |
| 道府県民税 | 30 | 3,080,000 | 559,365 | 21 | 1,708,500 | 20 | 276,500 | 19 | 1,095,000 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 929 | 73,943,928 | 32,220,466 |
| 道府県民税 | 964 | 75,807,084 | 21,552,223 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

890 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

- ・住宅借入金特別控除のある場合や、住民税の特例控除が限度額に達するなど、確定申告を行った場合得になったり、損になったりするので不公平であり、住民への説明に苦慮する。
- ・ワンストップ特例の一部申請しなかった方に対して、寄付された自治体のフォローなど事務負担が増える。
- ・特例の適用申請後に住所変更があった場合、本人へ変更の届を求めるか、自治体間で回送するルールを明確にしてほしい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

- ・自分で想定していた控除額と違っていた場合、例え少額でも損をしたと苦情がでる。
- ・確定申告をしても、住民税から自己負担2,000円を超える部分が全額減額になると勘違いした苦情があった。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

- ・本来の寄付が目的ではなく、税金の損得で行う方が多く、いくらまで寄付すればお得になるかの計算の問い合わせが多く本来の事務の妨げになる。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

北名古屋市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|-------------|------------|--------------------------|------------|------------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,182 | 107,447,358 | 43,764,354 | 406 | 21,105,610 | 12,008,415 | 2,028,675 |
| 道府県民税 | 1,182 | 107,447,358 | 29,176,477 | 406 | 21,105,610 | 8,005,740 | 1,352,510 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 18 | 465,000 | 25,740 | 17 | 326,495 | 17,552 |
| 道府県民税 | 18 | 465,000 | 17,160 | 41 | 911,202 | 33,170 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 20 | 4,679,500 | 1,293,177 | 14 | 3,327,000 | 15 | 1,167,500 | 12 | 185,000 |
| 道府県民税 | 20 | 5,076,000 | 877,979 | 14 | 3,327,000 | 15 | 1,167,500 | 12 | 581,500 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,237 | 112,918,353 | 45,100,823 |
| 道府県民税 | 1,261 | 113,899,560 | 30,104,786 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

1,248 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ワンストップ特例と申告利用者で、所得税と住民税の人的控除の差のみでなく生保控除の差を加味していないため控除額に差が出る人がいるので、不公平だと思われる。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

限度額を教えてほしいという意見が多くありました。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

寄付金控除の額が調整できてしまうため、他の補助金の基準以下になるように寄付する人が増え、本来のふるさと納税の目的が分からなくなっている。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

弥富市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|------------|--------------------------|-----------|-----------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 476 | 32,834,615 | 15,184,407 | 134 | 6,560,015 | 3,721,189 | 551,969 |
| 道府県民税 | 476 | 32,834,615 | 10,123,035 | 134 | 6,560,015 | 2,480,836 | 367,996 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 9 | 183,000 | 9,900 | 21 | 1,239,000 | 71,820 |
| 道府県民税 | 9 | 183,000 | 6,600 | 21 | 1,239,000 | 47,880 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄 附金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 11 | 2,974,000 | 273,412 | 10 | 1,518,000 | 6 | 275,000 | 6 | 1,181,000 |
| 道府県民税 | 11 | 2,974,000 | 182,271 | 10 | 1,518,000 | 6 | 275,000 | 6 | 1,181,000 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 517 | 37,230,615 | 15,539,539 |
| 道府県民税 | 517 | 37,230,615 | 10,359,786 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

341 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

当市は制度のとおり実務を行っておりますが、自治体によっては特例制度の実務が多すぎることから、特例非該当者の確認を行うことが難しく、税収が減っている自治体もあります。近年では医療費控除等により若い方でも申告を行うことが多く、申告が簡素化される住民が少ないのに対し、増える実務が多すぎると印象を受けました。少なくとも、特例通知の電子化、自治体間での特例通知の回送許可、非該当通知送付の省略化に向けて制度改正をお願いしたい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

ご意見等があったわけではありませんが、ワンストップ特例制度自体を理解できていない市民の方が少ないです。毎年申告を行っている方でも申告特例申請をし、非該当通知を送る度に「これはなんだ」と市民の方が殺到します。国税庁においては自主申告を推進するために電子化などを推し進めているのにも関わらず、今回の制度が導入されることにより、住民の申告に対する意識の低下や不満を招いたと思います。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

現在のふるさと納税は、ほとんどの寄附者の方が「税金が安くなり豪華なお礼ももらえる便利なもの」としか認識しておりません。本来、寄附（ふるさと納税）とは自身の思い入れのある自治体を応援したいという純粋な思いからなされるべきものだと考えます。過度なお礼品を控えるという通達程度では、この本来の趣旨を大きく離れた寄附金から抜け出すことは不可能と考えます。ふるさと納税の本来のあるべき姿を意識し、お礼品を出していない自治体があることを総務省には重々承知していただき、制度内容の改善をお願いしたい。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

みよし市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|-------------|------------|--------------------------|------------|------------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 979 | 123,632,184 | 53,611,185 | 353 | 27,299,500 | 15,807,703 | 3,636,018 |
| 道府県民税 | 979 | 123,632,184 | 35,741,003 | 353 | 27,299,500 | 10,538,583 | 2,424,085 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 8 | 180,750 | 9,885 | 47 | 2,933,000 | 170,340 |
| 道府県民税 | 8 | 180,750 | 6,590 | 47 | 2,933,000 | 113,560 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄 附金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 28 | 6,482,700 | 2,119,275 | 23 | 5,754,000 | 16 | 64,000 | 20 | 664,700 |
| 道府県民税 | 28 | 6,482,700 | 1,412,267 | 23 | 5,754,000 | 16 | 64,000 | 20 | 664,700 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,062 | 133,228,634 | 55,910,685 |
| 道府県民税 | 1,062 | 133,228,634 | 37,273,420 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

988 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特例申請書の管理や特例非該当者への対応（非該当の事由ごとの調査及び通知、確定申告不要者の把握と住民税申告の受付、税務署との事前協議及び調整、随時で申告した者への対応）という新たな事務が発生し負担が増した。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

・特例申請をしたほうがいいのか、確定申告をしたほうがいいのかよくわからない。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

・特例適用者の所得税分をなぜ自治体が負担しなければならないのか、その減収分については国費で負担してもらいたい。
 ・特例申請に係る事務のために、当初課税時の業務が増加しており、自治体の負担が大きい。
 ・総務省から各種通知等も発出されているが、いくら寄附したら得になるか、どこに寄附したらいいかなどの問合せばかりで、当初の目的からはずれた制度になっており、見直しが必要ではないか。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名 愛知県 市区町村名 あま市

＜ I . ふるさと納税に係る控除額等 ＞

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|------------|--------------------------|------------|-----------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 881 | 65,103,568 | 29,171,664 | 322 | 15,936,568 | 9,063,928 | 1,499,604 |
| 道府県民税 | 881 | 65,103,568 | 19,447,950 | 322 | 15,936,568 | 6,042,718 | 999,779 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 10 | 191,000 | 9,930 | 33 | 3,511,996 | 206,760 |
| 道府県民税 | 10 | 191,000 | 6,620 | 33 | 3,511,996 | 137,840 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄 附金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 20 | 4,376,670 | 1,021,779 | 19 | 2,432,000 | 9 | 548,250 | 10 | 1,396,420 |
| 道府県民税 | 20 | 4,689,309 | 693,693 | 19 | 2,432,000 | 9 | 548,250 | 13 | 1,709,059 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 944 | 73,183,234 | 30,410,133 |
| 道府県民税 | 944 | 73,495,873 | 20,286,103 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

797 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

* 特例通知者全件の約20%が申告をしているため、とりあえず特例申請をしているようにも見受けられる。また、給報整理等の繁忙期に当該制度に関する事務作業が増え、特例適用できない者への案内が必要など、手間ばかり増えた印象。
* 住民税分の税額が寄附先自治体へ持っていかれるだけでなく、国税分も持っていかれることに納得がいかない。また、確定申告せずに控除が受けられるということは地方への業務シワ寄せのようにも感じ取れる。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

* 「申告をした場合には当該特例は適用されない」という点が理解しにくい。
⇒ 申告する場合は、特例申請していない分のみ申告すれば良いと思われる方が多い。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

* 都市郊外のベッドタウン化した特産物や地場産業が少ない自治体にとっては余りメリットを感じ取れない。
* 自己負担額2,000円に抑えるための限界寄附金額の問合わせが多く、実際の計算は複雑であるが故に解説に苦しむケースも多々見受けられたため、住民が簡単に計算できるように単純明快な制度見直しを希望。
* ワンストップ特例を継続するのであれば、国税控除分は交付税等での措置を希望。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

長久手市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|-------------|------------|--------------------------|------------|------------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,093 | 128,757,288 | 55,896,622 | 407 | 26,370,168 | 15,250,867 | 3,008,671 |
| 道府県民税 | 1,093 | 128,757,288 | 37,264,635 | 407 | 26,370,168 | 10,167,374 | 2,005,845 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|------------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 5 | 59,000 | 2,940 | 58 | 11,565,850 | 617,150 |
| 道府県民税 | 5 | 59,000 | 1,960 | 58 | 11,565,850 | 411,434 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 32 | 7,259,500 | 1,926,079 | 26 | 4,622,000 | 19 | 233,000 | 21 | 2,404,500 |
| 道府県民税 | 32 | 7,259,500 | 1,284,054 | 26 | 4,622,000 | 19 | 233,000 | 21 | 2,404,500 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1,188 | 147,641,638 | 58,442,791 |
| 道府県民税 | 1,188 | 147,641,638 | 38,962,083 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

1,105 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

一般的に、ふるさと納税については、確定申告をしてもワンストップ特例をしても、税負担については変わらないという広報がなされているが、ふるさと納税ワンストップ特例にかかる申告特例控除による、市町村の税収入の減少分について、補填がされるのか、されないのか、市町村として住民に財政事情を説明する責任があるため、具体的な仕組みについて周知されたい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

確定申告をするつもりであるのに、寄付先の市町村からワンストップ特例の申請をすすめられた。申請したつもりはないのに、申請したことになっていた。申請した内容については、確定申告の記載を省略できると思っていたなど、ワンストップ特例申請時の寄付先の市町村の説明が不十分であるとの意見が多数あり。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

東郷町

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|------------|--------------------------|------------|-----------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 501 | 40,339,501 | 18,922,842 | 201 | 12,625,000 | 7,292,472 | 1,407,420 |
| 道府県民税 | 501 | 40,339,501 | 12,615,355 | 201 | 12,625,000 | 4,861,729 | 938,324 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 6 | 110,000 | 5,880 | 35 | 2,224,000 | 129,240 |
| 道府県民税 | 6 | 110,000 | 3,920 | 39 | 2,450,874 | 94,915 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄 附金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 24 | 2,188,500 | 694,339 | 16 | 1,662,500 | 18 | 348,000 | 15 | 178,000 |
| 道府県民税 | 24 | 2,188,500 | 462,895 | 16 | 1,662,500 | 18 | 348,000 | 15 | 178,000 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 566 | 44,862,001 | 19,752,301 |
| 道府県民税 | 570 | 45,088,875 | 13,177,085 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

667 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

住民税の課税決定時にワンストップ申告特例適用により控除を受けていた方が、期限後申告にて所得税の確定申告を行った場合、申告特例申請が無効となり、税額控除を取り消すのは住民にはわかりにくい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

ワンストップ特例制度を利用しようと思って申請していたが、確定申告しなければいけなくなり申告したが、寄附金控除をいれるのを忘れてしまい、寄附金税額控除が受けれていなかった。改めて更正の請求や住民税の申告をするのは面倒。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

寄附される金額より寄附金税額控除額が増えてしまうと予算が立てづらくなる。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名 愛知県 市区町村名 豊山町

＜ I . ふるさと納税に係る控除額等 ＞

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|-----------|--------------------------|-----------|-----------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 148 | 12,281,495 | 4,956,729 | 51 | 1,833,100 | 1,036,960 | 143,315 |
| 道府県民税 | 148 | 12,281,495 | 3,304,519 | 51 | 1,833,100 | 691,323 | 95,551 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1 | 10,000 | 480 | 2 | 228,000 | 13,440 |
| 道府県民税 | 1 | 10,000 | 320 | 3 | 248,000 | 9,680 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 6 | 217,500 | 34,881 | 4 | 60,000 | 4 | 91,500 | 2 | 66,000 |
| 道府県民税 | 5 | 187,500 | 22,135 | 4 | 60,000 | 4 | 91,500 | 1 | 36,000 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 157 | 12,736,995 | 5,005,530 |
| 道府県民税 | 157 | 12,726,995 | 3,336,654 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

51 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

確定申告を行っている者については、ワンストップ特例制度ではなく確定申告で控除の申請をすることについて認識していないケースがある。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

特になし。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

大口町

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|-----------|--------------------------|-----------|-----------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 283 | 20,542,488 | 9,312,312 | 116 | 5,668,000 | 3,244,667 | 511,168 |
| 道府県民税 | 283 | 20,542,488 | 6,208,274 | 116 | 5,668,000 | 2,163,153 | 340,797 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 6 | 185,500 | 10,410 | 16 | 2,055,207 | 121,393 |
| 道府県民税 | 6 | 185,500 | 6,940 | 16 | 2,055,207 | 80,929 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 8 | 465,500 | 187,439 | 8 | 404,500 | 5 | 22,000 | 5 | 39,000 |
| 道府県民税 | 8 | 465,500 | 124,961 | 8 | 404,500 | 5 | 22,000 | 5 | 39,000 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 313 | 23,248,695 | 9,631,554 |
| 道府県民税 | 313 | 23,248,695 | 6,421,104 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

331 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

申告特例通知書の市町村への通知期限が守られていない自治体がある。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

寄附先件数の制限。
ワンストップ特例利用の所得税分の補填。
交付税算定時の収入額への算入。
返礼品目的の寄附制度自体の是正。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

扶桑町

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|------------|--------------------------|-----------|-----------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 412 | 33,120,000 | 14,374,763 | 154 | 8,491,000 | 4,866,603 | 822,827 |
| 道府県民税 | 412 | 33,120,000 | 9,583,266 | 154 | 8,491,000 | 3,244,453 | 548,583 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 2 | 8,000 | 240 | 26 | 1,946,549 | 113,673 |
| 道府県民税 | 2 | 8,000 | 160 | 25 | 1,926,549 | 75,062 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 13 | 2,009,932 | 648,773 | 12 | 1,788,312 | 8 | 55,120 | 6 | 166,500 |
| 道府県民税 | 13 | 2,009,932 | 432,718 | 12 | 1,788,312 | 8 | 55,120 | 6 | 166,500 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 453 | 37,084,481 | 15,137,449 |
| 道府県民税 | 452 | 37,064,481 | 10,091,206 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

504 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

従来通り要確申としてほしい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

上限額の問い合わせが非常に多かった。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

本来の自治体への寄付金のあり方と違う認識が世間に広まってしまった。低所得の方が一生懸命ほかの自治体へ寄付するのに控除額を見てがっかりする姿をあまり見たくはない。また、自治体にとっては税金がほかに流れていく制度でもあり、流れた側も額面とおりの収入とならないので、あまり大きくなってほしくないと考えている。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

大治町

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|------------|--------------------------|-----------|-----------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 276 | 27,134,184 | 11,690,102 | 98 | 4,997,184 | 2,817,277 | 441,022 |
| 道府県民税 | 276 | 27,134,184 | 7,793,460 | 98 | 4,997,184 | 1,878,216 | 294,025 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 5 | 101,000 | 5,460 | 13 | 471,500 | 20,670 |
| 道府県民税 | 5 | 101,000 | 3,640 | 13 | 471,500 | 13,780 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 3 | 147,000 | 38,263 | 3 | 85,000 | 3 | 62,000 | 0 | 0 |
| 道府県民税 | 3 | 147,000 | 25,508 | 3 | 85,000 | 3 | 62,000 | 0 | 0 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 297 | 27,853,684 | 11,754,495 |
| 道府県民税 | 297 | 27,853,684 | 7,836,388 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

275 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特例制度の非該当になる対象者もおり、マイナンバー制度・個人番号カードとe-TAXを利用することで確定申告も容易に行うことも可能なため、ワンストップ特例制度を設けることに疑問がある。
非該当になった場合は、結果的に期限後申告や更正請求、住民税についても後日更正となる場合もあり事務を煩雑にしている。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

特になし。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

一部の市町村だけが財源で潤う制度ともなっており、根本的な制度見直しが必要と考えます。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

蟹江町

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|------------|--------------------------|-----------|-----------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 434 | 38,892,234 | 16,939,191 | 167 | 8,191,000 | 4,692,891 | 730,819 |
| 道府県民税 | 434 | 38,892,234 | 11,292,889 | 167 | 8,191,000 | 3,128,649 | 487,236 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 11 | 368,000 | 20,760 | 15 | 738,500 | 42,510 |
| 道府県民税 | 11 | 368,000 | 13,840 | 15 | 738,500 | 28,340 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄 附金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 10 | 2,303,000 | 706,695 | 9 | 1,803,000 | 6 | 170,000 | 5 | 330,000 |
| 道府県民税 | 10 | 2,303,000 | 471,131 | 9 | 1,803,000 | 6 | 170,000 | 5 | 330,000 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 470 | 42,301,734 | 17,709,156 |
| 道府県民税 | 470 | 42,301,734 | 11,806,200 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

521 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

- ・ワンストップ特例制度を申請しかつ、確定申告もふるさと納税を含めて申告した場合、確定申告書2表には「〇〇市ほか〇件」などとし記載がないため税務署での閲覧が必要となり、手間と時間がかかる。
- ・ワンストップ特例の申告書が紙媒体のため、システムに入力する必要があり事務量が増える。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

- ・行き過ぎたふるさと納税は自治体間の税の奪い合いとなり税の公平な分配の立場からは好ましい結果を生まない。
- ・納税と言う名を借りた寄付行為であるはずが、節税対策や寄付をすることによって得をするような制度はおかしい。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

飛島村

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|-----------|-----------|--------------------------|----------|---------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 49 | 4,948,000 | 1,976,570 | 15 | 464,000 | 260,415 | 36,025 |
| 道府県民税 | 49 | 4,948,000 | 1,317,723 | 15 | 464,000 | 173,615 | 24,018 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1 | 50,000 | 2,880 | 5 | 305,000 | 17,700 |
| 道府県民税 | 1 | 50,000 | 1,920 | 5 | 305,000 | 11,800 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 1 | 35,000 | 11,440 | 1 | 30,000 | 1 | 5,000 | 0 | 0 |
| 道府県民税 | 1 | 35,000 | 7,627 | 1 | 30,000 | 1 | 5,000 | 0 | 0 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 56 | 5,338,000 | 2,008,590 |
| 道府県民税 | 56 | 5,338,000 | 1,339,070 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

27 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

ワンストップ特例利用申請者が確定申告をした際、ワンストップにて控除が受けられるものと勘違いしてふるさと納税内容を記載せず申告してしまい、住民税課税時にふるさと納税の内容が反映されていないと問い合わせをいただいた。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

阿久比町

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|------------|--------------------------|-----------|-----------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 290 | 25,088,110 | 11,037,915 | 115 | 6,134,110 | 3,522,512 | 587,485 |
| 道府県民税 | 290 | 25,088,110 | 7,358,669 | 115 | 6,134,110 | 2,348,378 | 391,676 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 4 | 26,500 | 1,200 | 19 | 2,693,600 | 38,856 |
| 道府県民税 | 4 | 26,500 | 800 | 19 | 2,693,600 | 25,904 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 7 | 895,000 | 260,514 | 5 | 700,000 | 7 | 23,000 | 2 | 172,000 |
| 道府県民税 | 7 | 895,000 | 173,677 | 5 | 700,000 | 7 | 23,000 | 2 | 172,000 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 320 | 28,703,210 | 11,338,485 |
| 道府県民税 | 320 | 28,703,210 | 7,559,050 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

380 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特に無し

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

申告特例の申請書の提出先を、住民税の納付先自治体と勘違いされている方が何名かみえました。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

納税者の関心が高い控除額の計算について、控除上限額に到達しない寄附額について問い合わせを受けますが、計算方法が煩雑（所得税の限界税率を用いること）であり、これから寄附する場合、見込みの数字しか計算できないため、正確に理解いただくことが難しい状況であります。納税者の方にとって理解が容易になるよう改善いただけたらと思います。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

東浦町

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|------------|--------------------------|------------|-----------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 619 | 64,615,567 | 27,943,411 | 248 | 16,301,000 | 9,429,672 | 1,817,791 |
| 道府県民税 | 619 | 64,615,567 | 18,629,067 | 248 | 16,301,000 | 6,286,527 | 1,211,899 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 7 | 90,500 | 4,590 | 25 | 589,500 | 32,370 |
| 道府県民税 | 7 | 90,500 | 3,060 | 25 | 589,500 | 22,220 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 21 | 4,249,100 | 1,479,544 | 21 | 3,875,000 | 13 | 49,100 | 8 | 325,000 |
| 道府県民税 | 21 | 4,249,100 | 986,364 | 21 | 3,875,000 | 13 | 49,100 | 8 | 325,000 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 672 | 69,544,667 | 29,459,915 |
| 道府県民税 | 672 | 69,544,667 | 19,640,711 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

854 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

各市町村と紙媒体で連携しているため、作業漏れ等、人的ミスが発生する可能性がある。給与支払報告書のように電子的に取込をする仕組みが作られるとミスが減ると考える。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

申告特例申請書（第五十五号の五様式）を寄附先ではなく、居住市町村に提出をすると勘違いしている納税者が散見された。説明をすると「分かり難い」、「最終的に居住市町村に届くのだから問題無いのではないか?」といった意見をいただいた。来年度に向けて案内を強化していただきたい。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

現状では返礼品欲しさに寄付をしている状況だが、本来は自治体を応援するための制度である。今後のこの認識の相違について、情報発信をすることで軌道修正をしていきたい。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

南知多町

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|-----------|-----------|--------------------------|-----------|---------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 113 | 9,067,500 | 3,913,431 | 22 | 1,231,000 | 701,195 | 121,060 |
| 道府県民税 | 113 | 9,067,500 | 2,608,972 | 22 | 1,231,000 | 467,472 | 80,712 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 2 | 10,000 | 180 | 6 | 1,150,000 | 1,140 |
| 道府県民税 | 2 | 10,000 | 120 | 6 | 1,158,000 | 760 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 道府県民税 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 121 | 10,227,500 | 3,914,751 |
| 道府県民税 | 121 | 10,235,500 | 2,609,852 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

67 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

制度開始初年度であり、ワンストップ特例制度の利用は数件だろうと思っていましたが、予想以上に利用があり驚きました。また、ワンストップ特例申請者が確定申告をした場合でも、ふるさと納税の記載漏れもなく、大きな混乱はありませんでした。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

特にありません。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

実績が伸びているということは、寄附が集まった自治体がある一方で、寄附が集まらず住民税の控除が多くなっただけの自治体もあると思います。返礼品競争が過熱し、ふるさと納税本来の趣旨が損なわれることの内容にしていきたいです。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

美浜町

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|-----------|--------------------------|-----------|-----------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 192 | 19,821,000 | 8,137,423 | 68 | 3,359,000 | 1,875,442 | 299,269 |
| 道府県民税 | 192 | 19,821,000 | 5,424,987 | 68 | 3,359,000 | 1,250,316 | 199,525 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 1 | 10,500 | 510 | 5 | 174,000 | 9,840 |
| 道府県民税 | 1 | 10,500 | 340 | 5 | 174,000 | 6,560 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 6 | 2,982,500 | 1,373,771 | 4 | 2,797,000 | 5 | 42,500 | 4 | 143,000 |
| 道府県民税 | 6 | 2,982,500 | 915,848 | 4 | 2,797,000 | 5 | 42,500 | 4 | 143,000 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 204 | 22,988,000 | 9,521,544 |
| 道府県民税 | 204 | 22,988,000 | 6,347,735 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

168 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

約2割程度の方がワンストップ特例の申請をしているにもかかわらず確定申告をしていた。申告をしても特例が受けられるようにしたり、特例について周知徹底するなど住民が理解しやすくしてほしい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

ワンストップ特例を自分が使ったか使っていないかわからない（わかりにくい）

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

武豊町

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|------------|--------------------------|-----------|-----------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 430 | 34,695,464 | 15,214,556 | 156 | 6,405,100 | 3,628,497 | 549,411 |
| 道府県民税 | 429 | 34,665,464 | 10,134,470 | 156 | 6,405,100 | 2,419,030 | 366,306 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 17 | 509,000 | 29,190 | 13 | 385,000 | 20,340 |
| 道府県民税 | 17 | 509,000 | 19,460 | 16 | 397,500 | 13,800 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 4 | 1,055,500 | 323,178 | 4 | 879,000 | 2 | 2,500 | 2 | 174,000 |
| 道府県民税 | 5 | 1,105,500 | 224,852 | 5 | 909,000 | 2 | 2,500 | 3 | 194,000 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 464 | 36,644,964 | 15,587,264 |
| 道府県民税 | 467 | 36,677,464 | 10,392,582 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

366 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ワンストップ特例制度の開始に伴い事務負担は明らかに増大しており、住民からの問い合わせも増えている。さらに本来所得税から控除される所得税寄附金控除分が補てんされないため、現状この制度による当町へのメリットは何もない。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

特になし（ワンストップの特例を申請された住民が窓口等に来ることはなかった）

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

- ・基準財政収入額に寄附金額も含めてほしい。
- ・ワンストップ特例において、所得税分の控除も地方自治体が負担している点は是正すべき。
- ・本来のふるさと納税制度の趣旨に則り、現在の過剰な返礼品は制限すべき。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名 **愛知県** 市区町村名 **幸田町**

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|------------|------------|--------------------------|-----------|-----------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 422 | 39,561,255 | 17,435,681 | 171 | 9,564,000 | 5,464,431 | 934,134 |
| 道府県民税 | 422 | 39,561,255 | 11,623,881 | 171 | 9,564,000 | 3,643,014 | 622,791 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|-----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 8 | 138,811 | 7,369 | 24 | 1,627,512 | 94,771 |
| 道府県民税 | 8 | 138,811 | 4,913 | 25 | 1,636,512 | 63,461 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 12 | 1,305,150 | 257,783 | 10 | 817,350 | 5 | 70,500 | 9 | 417,300 |
| 道府県民税 | 12 | 1,305,150 | 171,856 | 10 | 817,350 | 5 | 70,500 | 9 | 417,300 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 466 | 42,632,728 | 17,795,604 |
| 道府県民税 | 467 | 42,641,728 | 11,864,111 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

472 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

来年度の課税で、実質2000円負担になる上限（寄附額）を教えてくださいという問い合わせ有り。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

設楽町

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|-----------|---------|--------------------------|----------|---------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 20 | 1,225,000 | 568,627 | 10 | 550,000 | 275,429 | 42,015 |
| 道府県民税 | 20 | 1,225,000 | 379,088 | 10 | 550,000 | 183,622 | 28,012 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 12 | 296,000 | 16,380 | 5 | 88,030 | 4,682 |
| 道府県民税 | 12 | 296,000 | 10,920 | 5 | 124,000 | 4,560 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 1 | 70,000 | 12,698 | 1 | 20,000 | 1 | 50,000 | 0 | 0 |
| 道府県民税 | 1 | 70,000 | 8,465 | 1 | 20,000 | 1 | 50,000 | 0 | 0 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 38 | 1,679,030 | 602,387 |
| 道府県民税 | 38 | 1,715,000 | 403,033 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

39 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特にありません。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

特にありません。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特にありません。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

東栄町

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|----------|---------|--------------------------|----------|---------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 8 | 400,000 | 207,462 | 2 | 200,000 | 117,602 | 27,286 |
| 道府県民税 | 8 | 400,000 | 138,310 | 2 | 200,000 | 78,402 | 18,191 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 10 | 134,000 | 6,840 | 0 | 0 | 0 |
| 道府県民税 | 10 | 134,000 | 4,560 | 0 | 0 | 0 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄 附金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 道府県民税 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 18 | 534,000 | 214,302 |
| 道府県民税 | 18 | 534,000 | 142,870 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

5 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

医療費控除等のために確定申告を行った場合、ワンストップ特例により住民税で控除されると思い込み寄付金控除を入れずに申請するケースが発生するのではないかと。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

財源が限られている中で、広く認知されているこの制度を活用して地方創生につながる取組を行っていく必要があると考える。一方で、寄付金であることや制度の趣旨をふまえて、返礼品の要否や使途の明確化・周知等について十分に検討したうえで活用していかなければならない。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B）

都道府県名

愛知県

市区町村名

豊根村

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分とで計上する項目が異なることがないようにすること。

なお、市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合には、もう一方も同欄に記載すること。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金) | | | | | | |
|-------|---|----------|---------|--------------------------|----------|---------|------------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分 | | | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 左のうち、申告特例控除額 (円) |
| 市町村民税 | 4 | 140,000 | 47,114 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 道府県民税 | 4 | 140,000 | 31,410 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 区分 | 地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) | | | 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金) | | |
|-------|---|----------|---------|---|----------|---------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 道府県民税 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 区分 | 3つのうちいずれか2以上に該当するもの | | | 左の内訳 | | | | | |
|-------|---------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) | 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金 | | 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金 | | 条例で定めるものに対する寄附 金 | |
| | | | | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 人数 (人) | 寄附金額 (円) |
| 市町村民税 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 道府県民税 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 区分 | 合計 | | |
|-------|-----------|-------------|------------|
| | 人数 (人) | 寄附金額 (円) | 控除額 (円) |
| 市町村民税 | 4 | 140,000 | 47,114 |
| 道府県民税 | 4 | 140,000 | 31,410 |

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

0 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特に問題なし

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

【以上】